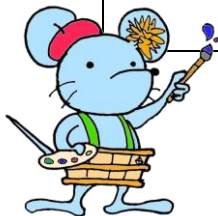


# 令和8年度(第80回) 桶川中学校PTA定期総会 (書面審議)

## 総会次第

- |       |                                               |
|-------|-----------------------------------------------|
| 第1号議案 | 令和7年度PTA事業報告<br>部活動報告                         |
| 第2号議案 | 令和7年度PTA決算報告<br>周年積立金決算報告<br>部活動費決算報告<br>監査報告 |
| 第3号議案 | 桶川市立桶川中学校PTA規約(案)                             |
| 第4号議案 | 令和8年度PTA役員(案)                                 |
| 第5号議案 | 令和8年度PTA事業計画(案)<br>令和8年度桶川中学校部活動計画(案)         |
| 第6号議案 | 令和8年度PTA予算(案)<br>部活動費予算(案)                    |



注) 個人情報保護のため役員等の氏名はホームページには掲載いたしません。  
配付いたしました資料のご確認をお願いいたします。

桶川市立桶川中学校PTA

# 第 1 号議案

## 令和 7 年度 PTA 事業報告

### 《執行部》

<u>&lt;通年&gt;</u> 執行部会 (計 8 回開催) 桶川市 P T A 連合会 学校運営協議会	<外部活動> 桶川市青少年健全育成市民会議委員 桶川市学校給食運営委員 桶川市健康づくり市民会議 桶川市巡回指導員
-----------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------

### <活動報告>

4/ 8(火) 桶中入学式 4/23(水) P T A 定期総会 (79 回) 総会資料印刷、総会資料・書面審議案 内配付、学校 HP 掲載 受験についてアンケート報告 5/ 8(木) P T A 定期総会(書面審議)結果報告 5/10(土) 桶川市 P T A 連合会総会 5/30(金) 体育祭掲示物、旗等準備&片付け、 飲料水配付 (桶サポ協力) 8/26(火) 学校保健委員会 8/31(日) 「家読ゆうびんコンクール」校内審査 9/13(土) 環境整備	10/18(土) 環境整備、園芸活動 10/22(水) あいさつ運動、校内音楽会お手伝い 10/25(土) 制服リサイクル販売 11/19(水)～11/26(水) P T A アンケート実施 12/16(火) アンケート集計・結果報告 1/22(木) 桶川中学校入学説明会 2/ 1(日) 家読ゆうびんコンクール表彰式 受験についてアンケート用質問事項募集 2/26(木) R8 埼玉県 P T A 安全互助会加入申請 3/ 7(土) 環境整備、園芸活動 3/25(水) 会計監査
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 《部活動育成部》

<活動報告>

4/11(金) 各部 新・旧引継ぎについて案内 4/18(金) 育成部活動案内	2/28(土) 各部(新) 部長・副部長選出 3/15(日) 会計監査
--------------------------------------------	----------------------------------------

## 《桶中サポーターズ》

<活動報告>

5/10(土) 環境整備 6/2(土) 体育祭協力(飲料配付、片付け) 6/14(土) 環境整備(除草作業) 9/13(土) 環境整備(ペンキ塗り) 10/18(土) 環境整備(除草作業) P T A園芸活動への協力	11/ 8(土) 環境整備 (除草、枝剪定、防砂ネット取り付け) 3/ 7(土) 環境整備、園芸活動協力
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------

## 《園芸ボランティア 10月・3月》

<活動報告>

10/18(土) 園芸活動	3/7(土) 園芸活動
---------------	-------------

## 《80周年事業》

<活動報告>

8/4(月) 第1回周年事業会議 10/ 3(金) 第2回周年事業会議 10/25(土) 第3回周年事業会議 11/4~12/17 スローガン・イラスト生徒募集、問 い合わせ内容の返答 11/ 7(金) 記念誌依頼業者との打ち合わせ	1月中 スローガン・イラスト投票 2/18(水) スローガン・イラスト投票締め切り 作品決定 3/ 5(木) 作品発表
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------

## 令和7年度 桶川中学校部活動報告

月	活動の内容
4	部活動オリエンテーション 仮入部開始 部活動編成 吹奏楽ジョイントコンサート
5	部活動懇談会 通信陸上班大会
6	通信陸上県大会 学校総合体育大会班大会 陸上競技 学校総合体育大会班大会 地区大会（硬式テニス、男子バレー）
7	学校総合体育大会県大会（男子テニス、女子テニス、水泳、陸上、剣道、バレー） 吹奏楽コンクール（地区）
8	関東大会（水泳・陸上） 全国大会（陸上）
9	新人体育大会班大会（陸上） 新人戦班大会
10	新人戦地区大会（バレー） 新人陸上県大会 新人戦県大会（卓球） 駅伝班大会 桶中彩 文化部参加
11	新人戦県大会（男子テニス） 駅伝県大会（男子・女子） 吹奏楽アンサンブルコンテスト（地区）
12	吹奏楽アンサンブルコンテスト（県）
1	埼玉県吹奏楽コンクール新人戦
2	
3	3年生を送る会 吹奏楽部サックスコンサート

## 第2号議案

### 令和7年度 桶川中学校PTA決算書

#### 1. 収入の部

(▲:減) (単位:円)

科 目	令和7年度予算額	令和7年度決算額	比 較	摘 要
会 費	1,670,400	1,578,900	▲ 91,500	350×(家庭数+教員数)×12
繰 越 金	1,079,440	1,079,440	0	令和6年度(昨年度)より繰越
雑 収 入	25,769	33,569	7,800	受取利子、制服リサイクル、市P連会費返金
合 計	2,775,609	2,691,909	83,700	

#### 2. 支出の部

(▲:支出オーバー) (単位:円)

科 目	令和7年度予算額	令和7年度決算額	比 較	摘 要
I 運営費	763,000	528,080	234,920	
1. 会議費	10,000	0	10,000	総会関係、外部会議室利用料等
2. 消耗品費	320,000	192,390	127,610	印刷機消耗品、コピー用紙
3. 賃借料	126,000	118,140	7,860	冷水機リース、印刷機(リース)返却費
4. 支払手数料	2,000	990	1,010	手数料
5. 備品費	200,000	170,008	29,992	図書室、調理室カーテン
6. 渉外費	10,000	0	10,000	関係団体交際費
7. 旅費交通費	10,000	0	10,000	講演会、研究会出張費
8. 慶弔費	30,000	0	30,000	会員慶弔費
9. 互助会掛金	55,000	46,552	8,448	埼玉県PTA安全互助会会費
II 事業費	1,070,000	730,373	339,627	
1. 部活動育成費	20,000	0	20,000	活動諸経費
2. 執行部費	200,000	74,642	125,358	執行部諸経費
3. 園芸活動費	70,000	26,890	43,110	花代、他
4. 環境整備費	200,000	235,401	▲ 35,401	環境整備作業用防草シート他
5. 行事費	350,000	267,520	82,480	卒業証書フォルダー、式用花、卒業記念品等
6. 部活動大会激励費	200,000	119,320	80,680	関東・全国大会激励費、横断幕等
7. 表彰費	30,000	6,600	23,400	PTA家読コンクール表彰、作品図書購入等
III 周年積立金	200,000	200,000	0	周年記念関係費用積立
IV 予備費	742,609	33,220	709,389	体育祭警備費
合 計	2,775,609	1,491,673	1,283,936	

※(雑収入)市P連会費返金…桶川市PTA連合会より退会・休会の単位PTAが生じたため、令和6年度残金の返金(25,769円)

#### 3. 残高の部

決算費の残高=決算費の収入-決算費の支出 2,691,909円 - 1,491,673円 = 1,200,236円

差引残高 1,200,236円を令和8年度に繰り越します。

監査の結果、上記のとおり相違ないことを認めます。

令和 8 年 3 月 25 日

監査

監査

※原本には監査名、押印をいただいております。

## 令和7年度 周年積立決算書

### ◎収入の部

令和7年度決算額 (円)	摘 要
1,629,739	前年度繰越金
200,000	令和7年度一般会計から繰り入れ
2,098	受取利子
1,831,837	合計

### ◎支出の部

令和7年度決算額 (円)	摘 要
0	

### ◎差引残高

1,831,837 (円) — 0 (円) = 1,831,837 (円)

上記監査の結果、相違ないことを認めます。

令和 8 年 3 月 25 日

監査

監査

※原本には監査名、押印をいただいております。

# 令和7年度 桶川中学校部活動費決算報告

## 1、収入の部

▲：減

項目	本年度予算額(円)	本年度決算額(円)	比較増減(円)	摘要
会費	1,600,000	1,660,000	660,000	部活動費 4,000円×415名
繰越金	0	0	0	
雑収入	0	0	0	
合計	1,600,000	1,660,000	660,000	

## 2、支出の部

▲支出オーバー

項目	本年度予算額(円)	本年度決算額(円)	比較増減(円)	摘要	
運営費	消耗品費	1,000	0	1,000	
	救急処置費	20,000	24,460	▲ 4,460	
活動費	施設設備充実費	80,000	243,846	▲ 163,846	ベース(野球)、ブラシ・テニスネット(男子テニス)、 ブラシ・フェンス(女子テニス)
	備品費	309,000	179,694	129,306	ラダー・ボール・バットイングティー(野球)、ハード ル(陸上)、ホーキ(女子テニス)、レーキ
	各部活動費	1,120,000	1,162,000	▲ 42,000	各部活動費 2,800円×415名
	大会出場援助費	50,000	50,000	0	大会出場援助費積立
予備費	20,000	0	20,000		
合計	1,600,000	1,660,000	▲ 60,000		

(収入) 1,666,000円 - (支出) 1,666,000 = (差引残高) 0円

令和8年3月23日

上記決算報告について、会計監査の結果、適正と認めます。

監査

監査

※原本には監査名、押印をいただいております。

## 第3号議案

### 桶川市立桶川中学校 PTA 規約 (案)

#### 【第1章 総則】

第1条	この会は、桶川市立桶川中学校PTAと称し、所在地を桶川中学校（埼玉県桶川市泉1丁目5番10号）とする。
第2条	この会は、任意団体であり桶川中学校に在籍する生徒の保護者と教職員で組織できる。

#### 【第2章 目的と事業】

第3条	この会は、会員相互に協力して桶川中学校教育の充実振興を図る。
第4条	この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。 1 教育の振興に協力すること。 2 学校、家庭及び社会の文化水準を高め、会員の資質向上に関すること。 3 教育的諸行事への協力と表彰に関すること。 4 学校設備の充実等教育環境作りに協力すること。 5 その他、前条の目的達成に必要なこと。

#### 【第3章 役員】

第5条	この会に次の役員を置く。 1 会長 1名 副会長 若干名（うち1名は教頭） 理事 若干名 監査 若干名 2 この会に顧問を置くことができる。顧問は、執行部会で推薦し総会に報告する。 顧問は、会長の諮問に応ずる。
第6条	役員の仕事は次のとおりとする。 1 会長は、この会を代表し、会務を総理する。 2 副会長は、会長を補佐し、この会の会務を協議する。また、会長に事故あるときはこれに代わる。 3 理事は、専門部の運営に当たり、会長が必要とした場合、理事会に出席する。 4 監査は、会計を監査する。
第7条	役員の仕事は1期を1ヶ年とする。但し、再任を妨げない。 補欠役員の仕事は前任者の残任期間とする。
第8条	役員は次の方法によって選出する。 1 正副会長は、会員の中から選出し、総会の承認を要する。 また、教職員役員は、若干名とし、校長が推薦するものとする。 2 理事は、保護者の中から互選とし、必要があるときは会長が推薦するものとする。

#### 【第4章 専門部】

第9条	第4条に掲げた事業を実行するため執行部会で必要と認めた専門部を設ける。 1 部活動育成部
第10条	専門部には、執行部の中から担当役員を1名以上置く。

第 11 条	専門部の担当役員の任務はその専門部の代表となり、その専門部を総括する。
--------	-------------------------------------

#### 【第 5 章 会議】

第 12 条	この会の会議は、総会、理事会、執行部会とする。 総会、理事会の議事は出席者の過半数で決する。 総会及び理事会の議事を書面審議とする場合は、会員の過半数の表決書により会議の成立とし、提出された表決書の過半数で決する。
第 13 条	総会は、最高の決議機関であつて、定期総会と臨時総会に分け、会長がこれを招集する。 1 定期総会は、毎年 1 回開催する。 2 総会では、以下の事項を付議する。 ・事業・決算報告 ・執行部役員の承認 ・予算案の審議 ・規約の変更 ・その他の重要事項 3 臨時総会は次の場合に開催する。 ・会員の 3 分の 1 以上の要求があつた場合 ・執行部会が必要と認めた場合 ・監査からの要求があつた場合 4 総会の議長は、その都度出席会員の中から選出する。
第 14 条	理事会は総会に次ぐ決議機関であつて、第 4 条に掲げた事業の企画運営について審議する。理事会は、次の場合に会長が招集する。 1 会長が必要と認めたとき 2 執行部会が必要と認めたとき 3 理事の 3 分の 1 以上の要求があつたとき 理事会は執行部、および理事で構成する。
第 15 条	執行部会は会長が招集し、この会の運営を協議する。 執行部会は、正副会長で構成する。
第 16 条	専門部会は専門部の担当役員が招集し、専門部の運営を協議する。 部活動育成部は、理事（各部活動の部長）および各部活動の副部長で構成する。

#### 【第 6 章 会計】

第 17 条	この会の会計は、次のように行われる。 1 運営は、会費、その他の収入によって行われる。 2 この会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行われる。 3 決算は、会計監査を受け、総会に承認を得なければならない。 4 予算は、執行部会の審議を要する。 5 部活動の会計は別とする。
第 18 条	会費額は年額 3, 0 0 0 円とする
第 19 条	この会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 20 条	<p>会計監査は、総会において会員または執行部経験者の中から選出する。</p> <p>1 会計監査の任期は1年とする。但し再任は妨げない。</p> <p>2 会計監査は、他の役員を及び委員を兼ねることができない。</p>
--------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**【第7章 帳簿】**

第 21 条	<p>本会に次の帳簿をそえる。</p> <p>1 会計簿</p> <p>2 関係書類（総会資料、周年事業資料など）</p>
第 22 条	<p>保管期限は次の通りとし、期限が過ぎたものは適切に削除する。</p> <p>1 会計簿 5年間</p> <p>2 関係書類 5年間</p> <p>（ただし、会長が必要と認めたものは、期限を超えても保管する。）</p>

**【第8章 細則】**

第 23 条	<p>この会則の施行に必要な細則は、執行部会の決議により別に定める。</p>
--------	----------------------------------------

**【第9章 改正】**

第 24 条	<p>この規約は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成をもって改正することができる。</p>
--------	-----------------------------------------------------

<p>附則</p>	<p>この会則の施行に必要な細則は、理事会の決議により別に定める。</p> <p>この規約は昭和 27 年 6 月 29 日から実施する。</p> <p>この規約は昭和 32 年 5 月 4 日から実施する。</p> <p>この規約は昭和 35 年 5 月 24 日から実施する。</p> <p>この規約は昭和 39 年 4 月 1 日から実施する。</p> <p>この規約は昭和 44 年 5 月 16 日から実施する。</p> <p>この規約は昭和 46 年 4 月 1 日から実施する。</p> <p>この規約は昭和 47 年 4 月 4 日から実施する。</p> <p>この規約は昭和 48 年 5 月 10 日から実施する。</p> <p>この規約は昭和 49 年 5 月 10 日から実施する。</p> <p>この規約は昭和 57 年 4 月 1 日から実施する。</p> <p>この規約は昭和 61 年 4 月 1 日から実施する。</p> <p>この規約は昭和 62 年 4 月 1 日から実施する。</p> <p>この規約は平成 8 年 5 月 9 日から実施する。</p> <p>この規約は平成 9 年 5 月 9 日から実施する。</p> <p>この規約は平成 13 年 5 月 18 日から実施する。</p> <p>この規約は平成 15 年 5 月 9 日から実施する。</p> <p>この規約は平成 19 年 5 月 11 日から実施する。</p> <p>この規約は平成 20 年 5 月 16 日から実施する。</p> <p>この規約は平成 22 年 5 月 13 日から実施する。</p> <p>この規約は平成 25 年 5 月 16 日から実施する。</p> <p>この規約は平成 27 年 5 月 16 日から実施する。</p> <p>この規約は平成 28 年 5 月 7 日から実施する。</p> <p>この規約は平成 29 年 5 月 2 日から実施する。</p> <p>この規約は平成 30 年 5 月 2 日から実施する。</p> <p>この規約は令和 2 年 6 月 26 日から実施する。</p> <p>この規約は令和 3 年 5 月 14 日から実施する。</p> <p>この規約は令和 4 年 5 月 14 日から実施する。</p> <p>この規約は令和 5 年 5 月 2 日から実施する。</p> <p>この規約は令和 6 年 5 月 8 日から実施する。</p> <p>この規約は令和 7 年 5 月 2 日から実施する。</p> <p>この規約は令和 8 年 5 月 1 日から実施する。</p>
-----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 桶川市立桶川中学校 P T A 規約改正（案）

改定前		改正案	
第 3 章 第 5 条	役員 2 この会に顧問を置くことができる。顧問は、常任理事会で推薦し総会に報告する。	第 3 章 第 5 条	役員 2 この会に顧問を置くことができる。顧問は、執行部会で推薦し総会に報告する。
第 6 条	2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれに代わる。 3 常任理事は、会長、副会長とし会務を協議する。 4 理事は、理事会に出席し、かつ専門部の運営に当たる。	第 6 条	2 副会長は、会長を補佐し、この会の会務を協議する。また、会長に事故あるときはこれに代わる。 3 理事は、専門部の運営に当たり、会長が必要とした場合、理事会に出席する。
第 7 条	1 正副会長および常任理事は、原則 2 期を標準期間とする。	第 7 条	1 削除
第 8 条	役員は次の方法によって選出する。 1 正副会長および常任理事は、会員の中から理事会で選出し、総会の承認を要する。 2 理事は、次により選出する。 (イ)保護者の理事は、会員の互選とし必要があるときは会長が推薦するものとする。 (ロ)教職員の理事は、若干名とし、校長が推薦するものとする。 3 専門部の部長は、常任理事とする。	第 8 条	役員は次の方法によって選出する。 1 正副会長は、会員の中から選出し、総会の承認を要する。 また、教職員役員は、若干名とし、校長が推薦するものとする。 2 理事は、保護者の中から互選とし、必要があるときは会長が推薦するものとする。
第 4 章 第 9 条	専門部 第 4 条に掲げた事業を実行するため理事会において必要と認めた専門部を設ける。	第 4 章 第 9 条	専門部 第 4 条に掲げた事業を実行するため執行部会で必要と認めた専門部を設ける。
第 5 章 第 12 条	会議 この会の会議は、総会、理事会、常任理事会並びに執行部会、専門部会とする。 総会、理事会、及び常任理事会の議事は出席者の過半数で決する。	第 5 章 第 12 条	会議 この会の会議は、総会、理事会、執行部会とする。 総会、理事会の議事は出席者の過半数で決する。
第 13 条	2 総会では、以下の事項を付議する。 ・決算報告 ・正副会長及び常任理事の承認 ・予算案の審議 ・監査の選出 ・規約の変更 ・その他の重要事項 3 臨時総会は次の場合に開催する。 ・会員の 3 分の 1 以上の要求があった場合 ・理事会が必要と認めた場合 ・監査からの要求があった場合	第 13 条	2 総会では、以下の事項を付議する。 ・事業・決算報告 ・執行部役員承認 ・予算案の審議 ・規約の変更 ・その他の重要事項 3 臨時総会は次の場合に開催する。 ・会員の 3 分の 1 以上の要求があった場合 ・執行部会が必要と認めた場合 ・監査からの要求があった場合
第 14 条	2 常任理事会が必要と認めたとき 3 理事の 3 分の 1 以上の要求があったとき	第 14 条	2 執行部会が必要と認めたとき 3 理事の 3 分の 1 以上の要求があったとき

第15条	理事会は正副会長、常任理事、及び理事で構成する。 常任理事会は、この会の執行機関であって、総会並びに理事会の決定事項を執行する。常任理事会は、次の場合に会長が招集する。 1 会長が必要と認めたとき 2 常任理事の3分の1以上の要求があったとき 常任理事会は正副会長、及び常任理事で構成する。	第15条	理事会は執行部、および理事で構成する。 削除
第16条	執行部会は会長が招集し、この会の運営を協議する。 執行部会は正副会長及び常任理事で構成する。	第15条	執行部会は会長が招集し、この会の運営を協議する。 執行部会は、正副会長で構成する。
第17条	専門部会は各専門部の担当役員が招集し、各専門部の運営を協議する。 専門部会は各専門部の理事で構成する。 (ただし、部活動育成部会は、理事および各部活動の副部長で構成する。)	第16条	専門部会は専門部の担当役員が招集し、専門部の運営を協議する。 部活動育成部は、理事（各部活動の部長）および各部活動の副部長で構成する。
第6章 第18条	会計 1 運営は、会費、補助金その他の収入によって行われる。 4 予算は、理事会の審議を要する。	第6章 第17条	会計 1 運営は、会費、その他の収入によって行われる。 4 予算は、執行部会の審議を要する。
第19条	会費額は年額3,600円とする。	第18条	会費額は年額3,000円とする。
第20条	会費は、理事会で特別の事情ありと認めた会員については減免することができる。	第20条	削除
第8章 第25条	細則 この会則の施行に必要な細則は、常任理事会の決議により別に定める。	第8章 第23条	細則 この会則の施行に必要な細則は、執行部会の決議により別に定める。

【改定理由】

第5～18、25条 P T Aの体制に合わせた内容とするため

第 19 条 P T A活動見直しによる会費減額

第 20 条 個人情報保護の観点から、会員の個人情報を理事会で扱うことは望ましくないため

## 桶川中学校 P T A 個人情報取扱規定

第 1 条	この会が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図る為、個人の権利・利益を保護することを目的とする。
第 2 条	この会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。
第 3 条	この会における個人情報の管理者は、P T A 会長とする。
第 4 条	この会における個人情報の取扱者は、P T A 役員とする。
第 5 条	個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報を不要に他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
第 6 条	この会は、個人情報を取得するときは、利用目的を本人に明示する。 なお、要配慮個人情報を取得するときは、あらかじめ本人の同意を得る。
第 7 条	取得した個人情報は、次の目的のために利用する。 1 P T A 役員・ボランティア名簿の作成 2 各種行事用名簿等の作成 3 P T A 活動に関する連絡、及び文書の配付
第 8 条	この会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。
第 9 条	個人情報は、管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。
第 10 条	個人情報を含む文書（電磁的記録等含む）は、施錠できる場所へ保管する。電子機器等はネットワーク接続を行わない、またはウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、パスワード管理等を含め、漏洩防止に努めることとする。
第 11 条	個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。 1 法令に基づく場合 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合 3 公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の推進に必要な場合 4 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
第 12 条	この会は、本人から個人情報の開示、訂正・追加・削除、利用停止を求められたときは、本人であることを確認の上これに応じる。
第 13 条	個人情報を漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。
第 14 条	この会は、P T A 役員に対し、個人情報の取扱いに関する留意事項について、定期的に教育等を実施するものとする。
第 15 条	この会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
第 16 条	本規定の改正は、総会において行う。
附則	本規定は、令和元年 5 月 17 日より施行する。

## 桶川中学校部活動費規定

第 1 条	この規定は、桶川中学校 P T A（以下この会という）規約第 4 条にもとづき、桶川中学校の生徒が円滑に部活動を行うための必要な事項を定めるものとする。
第 2 条	部活動費は、部活動に加入する生徒 1 名につき年額 4,000 円とする。なお各部は、別途に必要なに応じて各部部費を徴収することができる。
第 3 条	年度途中の部活動費の移動は行わない。
第 4 条	部活動費の会計監査は、この会の会計および監査に準じて行われる。
第 5 条	本規定の改廃は、執行部会の議決を要する。
附則	この規定は平成 22 年 5 月 13 日から実施する。 この規定は令和 8 年 5 月 1 日から実施する。

## 桶川中学校部活動費規定改正（案）

改定前		改正案	
第5条	本規定の改廃は、理事会の議決を要する。	第5条	本規定の改廃は、執行部会の議決を要する。

【改定理由】 P T Aの体制に合わせた内容とするため

## 桶川中学校 P T A 慶弔規定

第1条	本会の慶弔に関する規定を次のとおり定める。
第2条	本会の慶事、弔事または被災に対しては、この規定により祝い金、弔慰金または見舞金をおくる。
第3条	前例に定める、祝金、慶弔金、見舞金は次のとおりとする。 但し、下記事象が発生した場合は、1カ月以内に申請する。
第4条	本規定の会計は、一般会計から支出するものとする。
第5条	本規定の改正は、執行部の議決を要する。
附則	この規約は平成29年5月2日から実施する。 この規約は平成30年5月2日から実施する。 この規約は令和7年5月2日から実施する。 この規約は令和8年5月1日から実施する。

項	金額	備考
結 婚	5,000 円	教職員
死 亡	5,000 円	会員及び生徒
傷 病	5,000 円	入院1ヶ月以上の傷病（教職員・生徒）
災 害・その他	執行部または理事会の協議による	

## 桶川中学校 P T A 慶弔規定改正（案）

改定前		改正案	
第5条	本規定の改正は、理事会の議決を要する。	第5条	本規定の改正は、執行部会の議決を要する。

【改定理由】 P T Aの体制に合わせた内容とするため

## 桶川中学校 P T A 激励費規定

第1条	激励費支給に関する規定を次のように定める。
第2条	支給対象は、桶川中学校の各活動より参加の関東大会、全国大会および、それに準ずる大会に参加することとする。
第3条	第2条の定める大会ごとに激励費をおくる。
第4条	この激励費規定の基準は、その都度執行部会で協議するものとする。
第5条	本規定の会計は、一般会計から支出するものとする。
第6条	本規定の改正は、理事会の協議を要する。
附則	この規定は平成26年5月16日から実施する。

## 桶川中学校 P T A 旅費規定

第1条	この規定は、P T A会員の会務のため出張した時、旅費の支給に関する基準を定める。
第2条	この旅費規定の基準は、その都度執行部会で協議して、実費を支給する。
附則	この規定は平成20年5月16日から実施する。

## 桶川市立桶川中学校 P T A 細則

第 1 条	この細則は桶川市立桶川中学校 P T A 規約第 8 章第 25 条に基づき必要な事項を定めることを目的とする。
第 2 条	桶川市立桶川中学校 P T A 規約第 8 章第 25 条に基づき本会の運営上、次の専門部・ボランティアを設ける。
第 3 条	活動を通して交流を深め絆や信頼関係を築き、学校環境の充実に協力する。
第 4 条	<p>本会は専門部・ボランティアを次のとおり構成する。</p> <p>1 専門部</p> <p style="padding-left: 20px;">① 部活動育成部</p> <p>2 ボランティア</p> <p style="padding-left: 20px;">① 桶中サポーターズ</p> <p style="padding-left: 20px;">② 園芸活動</p> <p style="padding-left: 20px;">③ あいさつ運動</p> <p style="padding-left: 20px;">④ 体育祭サポート</p> <p style="padding-left: 20px;">⑤ 学習活動サポート</p> <p style="padding-left: 20px;">⑥ 周年記念事業</p> <p style="padding-left: 20px;">⑦ 巡回指導員</p> <p style="padding-left: 20px;">⑧ その他</p> <p style="padding-left: 40px;">※本会が P T A 活動として必要と認めたもの</p>
第 4 条	<p>各ボランティアは、4 名以上の参加がない場合、活動の再検討またはその活動を行わないこととする。</p> <p>(ただし、周年記念事業は 10 年に一度の事業のため人数関係なく行うものとする。)</p>
第 5 条	<p>専門部・ボランティアはそれぞれ次の活動を行う</p> <p>1 専門部</p> <p style="padding-left: 20px;">部活動育成部</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 顧問との連絡</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) 部内保護者への連絡</p> <p style="padding-left: 40px;">(3) 部内会計監査</p> <p>2 ボランティア</p> <p style="padding-left: 20px;">学校と相談の上、必要となる活動を行う。</p>
第 6 条	学校の許可が出た活動は、生徒の協力を呼び掛けることを可能とする。
附則	この細則は、令和 7 年 5 月 2 日から実施する。

## 第4号議案

令和8年度桶川中学校PTA役員一覧表(案)

執行部

役員名は配付いたしました資料をご確認ください

部活動育成部

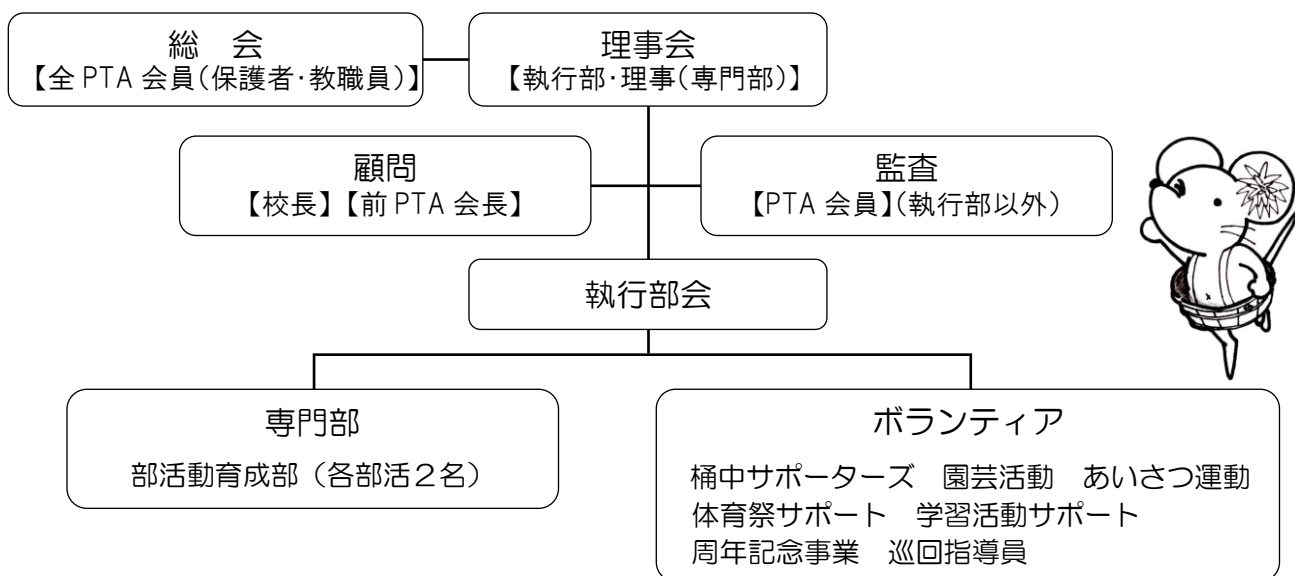
役員名は配付いたしました資料をご確認ください

## 第5号議案

### 令和8年度桶川中学校PTA事業計画(案)

活動組織	活 動 内 容
執 行 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議出席</li> <li>・学校行事への協力 (体育祭駐輪場案内作成、校内音楽会保護者誘導など)</li> <li>・制服リサイクル</li> <li>・専門部、ボランティア窓口担当</li> </ul>
部活動育成部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動支援</li> <li>・部会等</li> </ul>
ボランティア活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桶中サポーターズ</li> <li>・園芸活動</li> <li>・あいさつ運動</li> <li>・体育祭サポート</li> <li>・学習活動サポート</li> <li>・周年記念事業</li> <li>・巡回指導員</li> </ul>

### 令和8年度 桶川市立桶川中学校PTA組織図



## 令和 8 年度 桶川中学校部活動計画（案）

月	活動の内容
4	部活動オリエンテーション 仮入部開始 部活動編成 吹奏楽ジョイントコンサート
5	部活動懇談会 通信陸上班大会 学校総合体育大会班大会 地区大会（水泳）
6	通信陸上県大会 陸上競技 学校総合体育大会班大会 地区大会（硬式テニス、男子バレー、新体操）
7	学校総合体育大会県大会 吹奏楽コンクール（地区）
8	
9	地区大会（硬式テニス、新体操） 新人体育大会班大会（陸上） 新人戦班大会
10	新人戦地区大会（男子バレー） 新人戦県大会（陸上） 新人戦県大会 駅伝班大会 桶中彩 文化部参加
11	新人体育大会県大会 駅伝県大会 吹奏楽アンサンブルコンテスト（地区）
12	吹奏楽アンサンブルコンテスト（県）
1	埼玉県吹奏楽コンクール新人戦
2	
3	3年生を送る会 吹奏楽部サックスコンサート

# 第6号議案

## 令和8年度 桶川中学校PTA予算(案)

### 令和7年度予算

#### 1. 収入の部

科 目	7年度予算額
会 費	1,670,400
繰 越 金	1,079,440
雑 収 入	25,769
合 計	2,775,609

#### 1. 収入の部

(▲:減) (単位:円)

科 目	8年度予算額	摘 要
会 費	1,416,000	250×(P439+T33)×12
繰 越 金	1,200,236	令和7年度(昨年度)より繰越
雑 収 入	0	受取利子
合 計	2,616,236	

#### 2. 支出の部

科 目	7年度予算額
I 運営費	763,000
1. 会議費	10,000
2. 消耗品費	320,000
3. 賃借料	126,000
4. 支払手数料	2,000
5. 備品費	200,000
6. 渉外費	10,000
7. 旅費交通費	10,000
8. 慶弔費	30,000
9. 互助会掛金	55,000
II 事業費	1,070,000
1. 部活動育成費	20,000
2. 執行部費	200,000
3. 園芸活動費	70,000
4. 環境整備費	200,000
5. 行事費	350,000
6. 部活動大会激励費	200,000
7. 表彰費	30,000
III 周年積立金	200,000
IV 予備費	742,609
合 計	2,775,609

#### 2. 支出の部

(単位:円)

科 目	8年度予算額	摘 要
I 運営費	647,000	
1. 会議費	10,000	総会関係、外部会議室利用料等
2. 消耗品費	200,000	印刷機消耗品、コピー用紙、灯油等
3. 賃借料	90,000	冷水機リース
4. 支払手数料	2,000	手数料
5. 備品費	250,000	カーテン、ワンタッチテント等
6. 渉外費	10,000	関係団体交際費
7. 旅費交通費	5,000	講演会、研究会等 出張費
8. 慶弔費	30,000	会員慶弔費
9. 互助会掛金	50,000	埼玉県PTA安全互助会会費
II 事業費	1,100,000	
1. 部活動育成費	20,000	活動諸経費
2. 執行部費	200,000	執行部諸経費
3. 園芸活動費	50,000	花代、他
4. 環境整備費	300,000	中庭整備、作業用道具、メンテナンス等
5. 行事費	200,000	卒業証書フォルダー、式用花等
6. 部活動大会激励費	200,000	関東・全国大会激励費、横断幕等
7. 表彰費	30,000	PTA家読コンクール表彰、作品図書購入等
8. 委託費	100,000	体育祭警備等
III 周年積立金	200,000	周年記念関係費用積立
IV 予備費	669,236	
合 計	2,616,236	

※R8年度よりPTA会費減額 年間3,600円 → 年間3,000円/月250円

## 令和8年度 桶川中学校部活動費予算（案）

### 1、収入の部

項 目	前年度予算額(円)	本年度予算額(円)	摘 要
会 費	1,600,000	1,600,000	部活動費 4,000円×400名(部員数によつて変動あり)
繰越金	0	0	
雑収入	0	0	
合 計	1,600,000	1,600,000	

### 2、支出の部

項 目	前年度予算額(円)	本年度予算額(円)	摘 要	
運 営 費	消耗品費	1,000	1,000	ファイル代
	救急処置費	20,000	20,000	薬品代
活 動 費	施設設備充実費	80,000	190,000	施設設備の補修代
	備品費	309,000	209,000	各部備品購入
	各部活動費	1,120,000	1,120,000	各部活動費 2,800円×400人
	大会出場援助費	50,000	50,000	県大会等の補助費積立
予備費	20,000	10,000	諸費不足補充	
合 計	1,600,000	1,600,000		

### 令和7年度 桶川中学校部活動 大会出場援助費積立

項 目	前年度予算額(円)	本年度予算額(円)	摘 要
歳入	50,000	50,000	部活動費より歳出
繰越金	65,101	35,106	前年度繰越金
雑収入	0	0	
合 計	115,101	85,106	

(資料) ※桶川中学校PTAは、PTA活動中にケガなどされた場合、補償を行うため下記互助会へ加入しております。

## ＜埼玉県PTA安全互助会＞

**年額100円で大きな安心!!**  
**PTA活動中の  
 様々な事故に幅広く対応します!**

PTA会員がPTA行事参加中に不慮の事故にあわれた場合に、幅広く補償を行うため、PTA会員のおケガの共済制度と賠償事故等のお見舞金制度を組み合わせた互助制度です。

### 会 費

一世帯 100円 (共済掛金 95円・負担金 5円)

### 補償の対象となる方

1. 加入PTAの全会員 (教職員会員も含まれます)
2. 加入PTA幼・小・中・高・特別支援学校及び国公立幼保連携型認定こども園に在籍する園児・児童・生徒
3. PTA会員の同居の親族 (別居の祖父母の方は会員代理で出席した場合に対象となります)
4. PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方 (PTA行事に参加するボランティアの方などで、様式-2-A、Bのに記載されている方)



同居の親族



会 員



園児・児童・生徒



教職員(会員)



ボランティア

### 補償の対象となる行事・活動

(一社)埼玉県PTA安全互助会の互助制度では、PTAが企画・立案し、「主催または共催する行事」の活動中の事故を補償いたします。

※PTA行事とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催または共催する行事で、PTA総会、運営委員会などPTA会則に基づく手続を経て決定されたものをいいます。つまり、総会・運営委員会等で活動計画として事前に承認・決定されている行事をいいます。

(一社)埼玉県PTA安全互助会 埼玉県高等学校PTA連合会 埼玉県PTA連合会 さいたま市PTA協議会 埼玉県国公立幼稚園PTA連合会 (一財)埼玉県高等学校安全振興会	主催 共催	◎総会・役員会・理事会・専門委員会等 ◎各種研究、研修集会等
郡市町村PTA連合会 各地区PTA連絡協議会	主催 共催	◎総会・役員会・理事会・専門委員会等 ◎各種研究、研修集会等
単位PTA	主催 共催	◎総会・役員会・理事会・専門委員会等 ◎学級、学年PTA、単位PTA主催の活動
上記以外		◎行政機関が実施するPTAとの共催事業 ◎県P等より上部機関の実施する各種業務 ◎県P等・郡市町村P・単Pの他団体との共催事業 ◎県P等・郡市町村P・単Pが機関決定し、会長の委嘱した業務 ◎PTA会長が認めた関連団体への出張

### 補償の対象と ならない 行事・活動

- ◎総会・運営委員会等で活動計画として承認・決定されていない行事
- ◎PTA以外の団体や機関が主催したもので、PTAが共催団体になっていない活動
- ◎「子ども110番の家」等を利用し、その結果当該「子ども110番の家」等の家人に災害が発生した場合

※PTA行事としてPTA会員の参加を活動計画として承認・決定されている場合に対象になります。

## 共済金等をお支払いする主な場合

P T A行事参加中に急激かつ偶然な外来の事故によりおケガをされた場合に、下記の共済金をお支払いします。

### 死亡共済金

事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合にお支払いします。

### 入院共済金

事故日からその日を含めて180日以内の入院日数に対してお支払いします。

### 後遺障害共済金

事故日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合にお支払いします。

### 通院共済金

事故日からその日を含めて180日以内の通院日数に対してお支払いします。

※被共済者：①P T A会員及びP T Aの属する幼稚園・学校・特別支援学校及び国公立幼保連携型認定こども園に在籍する園児・児童・生徒  
②P T A会員の同居の親族 ③P T A行事への参加がP T Aより認められている者

## 補償内容について

補 償 プ ラ ン		共 済 金 額 ・ 見 舞 金 額
傷 害 給 付	死 亡 共 済 金	250万円
	後 遺 障 害 共 済 金	10~200万円
	入 院 共 済 金	4,000円（1日目から）
	通 院 共 済 金	医師によるもの
※規程の条件*を満たした柔道整復師法に定める柔道整復師（接骨院・整骨院）によるもの		1,500円（1日目から）
疾 病 給 付	死 亡 共 済 金	100万円
賠 償 責 任 等	見 舞 金（審査会の審査による）	社会通念上妥当な金額

※規程の条件とは 1. 柔道整復師の施術所への通院が医師の指示によるものであること。  
2. 通院期間が1ヶ月を超える場合は1ヶ月につき1回以上は医師の診断を受けていること。

## 万が一事故が起こったら…

